

摂津市議会

議会運営委員会記録

平成25年2月19日

摂津市議会

議 会 運 営 委 員 会 記 録

1. 会議日時

平成25年2月19日(火) 午前10時 開会
午前10時40分 閉会

1. 場所

第一委員会室

1. 出席委員

委員長 森西 正	副委員長 村上英明	委員 大澤千恵子
委員 上村高義	委員 山崎雅数	委員 嶋野浩一朗
委員 原田 平		
議長 木村勝彦	副議長 南野直司	

1. 欠席委員

なし

1. 説明のため出席した者

副市長 小野吉孝 総務部長 有山 泉

1. 出席した議会事務局職員

事務局長 寺本敏彦 同局局次長 藤井智哉 同局総括参与 野杵雄三
同局総括主査 湯原正治 同局書記 寺前和恵 同局書記 田村信也

1. 案件

- ・平成25年第1回定例会審議日程及び議事日程について
- ・摂津市議会政務調査費の交付に関する条例等の一部改正について

(午前10時 開会)

○森西正委員長 ただいまから議会運営委員会を開会します。

まず、理事者から挨拶を受けることにします。

副市長。

○小野副市長 公務ご多忙の中、また、寒さ厳しい日が続いております中、議会運営委員会を開催頂きまして、ありがとうございます。来たる21日から開催予定の平成25年第1回定例会におきまして、報告案件2件、予算案件13件、条例案件18件、その他案件2件の合計35件を予定しております。案件の概要につきましては総務部長より説明をいたしますのでよろしくお願い申し上げます。

○森西正委員長 挨拶が終わりました。

本日の委員会記録署名委員は原田委員を指名します。

それでは、第1回定例会の提出議案について概略説明をお願いします。

総務部長。

○有山総務部長 それでは、平成25年第1回定例会提出案件の概略説明をさせていただきます。

まず、報告第1号、損害賠償の額を定める専決処分報告の件でございますが、平成24年11月6日午後4時ごろに、発生しました公用自動車による公務中に発生した車両事故にかかる損害賠償の額を定める専決処分の件です。

大阪中央環状線鳥飼和道交差点で、南行き中央環状線を右折2車線の左側車線に進入したときに、後ろを走っていた相手車両が、当方車両を追い抜こうとし、公用車両左側フェンダー部分との相手側車両の右フェンダー部分が接触したものです。過失割合は、本市50%、相手方50%と認定され、本市の責任額については、社団法人全国市有物件共済会

から支払われております。

報告第2号、損害賠償の額を定める専決処分報告の件でございますが、平成24年5月22日午後4時45分ごろに、摂津市立千里丘小学校での学童保育活動にて発生した事故にかかる損害賠償の額を定める専決処分の件です。相手方は、支援を要する児童であり、加配指導員1名を配置し保育を行っていました。当日、他の児童がジャングル・ジムで遊んでいて怪我をし、当該指導員が一番近くにいたため、その対応を行っている間に遊具に登り転落したものです。治療費、通院費、通院補償費を支払うものです。本市の責任額については、全国市長会、市民総合賠償保険から支払われております。

議案第1号から議案第8号までは、各会計の平成25年度当初予算でございます。お手元に配付させていただいた資料に基づきまして説明させていただきます。

議案第1号は、平成25年度摂津市一般会計予算でございますが、歳入歳出総額は当初予算額324億7,323万2,000円となり、平成24年度当初予算額320億8,850万円と比べまして、3億8,473万2,000円、1.2%の増となっております。次ページの一般会計予算総括表で歳入の前年度比較、歳出で款別及び性質別で前年度比較をしておりますので、併せてご参照願います。

次に、各特別会計の当初予算でございます。まず、議案第2号、平成25年度摂津市水道事業会計予算は、表の中段以降をご参照ください。収益的収入は、21億9,829万円となり、対前年度4,764万2,000円、2.2%の増となります。次に収益的支出は20億1,033万5,000円で、対前年度389万2,000円、0.2%の減となっております。

次に資本的収入は3,090万円となり、前年度と比較しまして1,000万円、24.4%の減となっております。一方、資本的支出では6億542万円となり、1億7,759万8,000円、22.7%の減となっております。その結果、それぞれの収入合計(1)プラス(3)では22億2,919万円となり、対前年度3,764万2,000円、1.7%の増となっております。その下段の支出合計(2)プラス(4)のC欄では26億1,575万5,000円となり、対前年度1億8,149万円、6.5%の減となっております。

続きまして、上から3段目の議案第3号、平成25年度摂津市国民健康保険特別会計予算の当初予算額は、110億6,770万1,000円であり、対前年度では4億5,831万1,000円、4.3%の増となっております。

続きまして、議案第4号、平成25年度摂津市財産区財産特別会計予算では、当初予算16億6,560万3,000円は、対前年度2,850万5,000円、1.7%の増の予算となっております。

議案第5号、平成25年度摂津市公共下水道事業特別会計予算では、当初予算額57億1,757万3,000円となり、対前年度3,069万7,000円、0.5%増となっております。

議案第6号、平成25年度摂津市パートタイマー等退職金共済特別会計予算では、当初予算額2,096万3,000円となっており、対前年度511万9,000円、19.6%減となっております。

議案第7号、平成25年度摂津市介護保険特別会計予算では、当初予算額45億3,098万8,000円となり、対

前年度3億6,870万1,000円、8.9%の増となっております。

議案第8号は、平成25年度摂津市後期高齢者医療特別会計予算でございます。当初予算額7億8,424万7,000円を計上いたしており、対前年度3,524万3,000円、4.7%増となっております。

続きまして議案第9号から議案第13号までは、平成24年度の各会計の補正予算となっております。年度末を控え、決算を見込みながら、予算執行後の不用額の整理のほか、一部増額補正を行う等、予算調整を図っております。各会計の補正状況は3枚目に平成24年度摂津市3月補正予算総括表としてまとめております。

先ず、はじめに議案第9号は、平成24年度摂津市一般会計補正予算第5号でございます。8億4,609万9,000円の増額補正を行い、補正後予算額は343億7,743万4,000円といたすものであります。今回の補正の中に、国の1次補正に伴う防災情報通信設備整備事業交付金による情報収集伝達体制整備事業、3,526万3,000円と学校施設環境改善交付金による小学校耐震補強等事業、8億1,356万1,000円及び、中学校耐震補強等事業、2億7,759万5,000円は、補正後平成25年度へ繰越いたします。

次の議案第10号、平成24年度摂津市水道事業会計補正予算第2号は、中段より下に記載しておりますように、収益的収入では877万6,000円の減額補正、収益的支出において150万8,000円の減額補正、資本的収入は補正計上はなく、資本的支出では6,373万6,000円の減額補正となっております。

その結果、収入合計では877万6,000円減額補正となり、補正後額21億8,277万2,000円とするものです。支出合計では6,524万4,000円の減額となり、補正後額27億2,305万4,000円とするものです。

議案第11号は、平成24年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算第4号で、上から3段目に記載しております。9,324万9,000円の増額補正を行い、補正後額110億3,548万3,000円とするものです。

続きまして、議案第12号、平成24年度摂津市公共下水道事業特別会計補正予算第2号は、8,759万3,000円の減額補正を行い、補正後額55億8,959万1,000円とするものです。

議案第13号、平成24年度摂津市後期高齢者医療特別会計補正予算第2号は、3,148万5,000円の増額補正を行い、補正後額7億8,053万1,000円とするものです。

次に議案第14号は、市道路線認定の件であります。千里丘85号線他15路線の路線認定であり、総延長482.9メートルの認定となっております。

議案第15号は、市道路線廃止の件でございます。北別府町9号線を廃止するものです。

続きまして、議案第16号は摂津市新型インフルエンザ等対策本部条例制定の件であります。新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定に伴い、本条例を制定するものです。

新型インフルエンザ等対策特別措置法第37条において準用する同法第26条の規定に基づき、摂津市新型インフルエンザ等対策本部に関し必要な事項を条例で定めるものです。

なお、施行日は、規則で定める日から

施行します。

議案第17号は摂津市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例制定の件でございます。「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」及び、「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」が制定され、介護保険法等について所要の改正が行われ、これまで介護保険法等に定められていた事業者の指定に関する一部の基準や厚生労働省令で定められていた介護サービスに係る基準を、条例で定めるものです。

なお、平成25年4月1日から施行します。

議案第18号の摂津市道路の構造の技術的基準を定める条例制定の件ですが、

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」及び「道路法の一部を改正する法律」が制定され、市が管理する道路の構造の技術的基準について、条例で定めるものです。

なお、平成25年4月1日から施行します。

議案第19号、摂津市道路標識の寸法に関する条例制定の件は、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」及び「道路法の一部を改正する法律」が制定され、これまで「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」に定められていた市道に設ける道路標識のうち、案内標識及び警戒標識等の寸法について、条例で定めるものです。

なお、平成25年4月1日から施行します。

議案第20号、摂津市高齢者、障害者

等の移動等の円滑化のために必要な特定道路の構造に関する基準を定める条例制定の件は、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」及び「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律」が制定され、これまで国土交通省令で定めていた「移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令」に規定する基準を参酌し、市の管理する特定道路を新設又は改築する場合の道路移動等円滑化基準を、条例で定めるものです。

なお、平成25年4月1日から施行します。

続きまして、議案第21号は摂津市高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例制定の件でございます。これは、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」及び「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正する法律」が制定され、移動等の円滑化が特に必要な特定公園施設の設置基準については、これまで国土交通省令で定めていた「移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める省令」に規定する基準を参酌し、条例により定めるものです。

なお、平成25年4月1日から施行します。

議案第22号は摂津市附属機関に関する条例の一部を改正する条例制定の件でございます。「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」及び「社会福祉法の一部を改正する法律」が制定され、市域を超えない範囲内で事業を行う社会福祉法人の認可・指導監査権限が

市町村に移譲されることに伴い、審査会を設置するものです。

平成25年4月1日から施行します。

続きまして、議案第23号の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定の件は、大阪府からの権限委譲等に伴い、新たに特別職の職員を委嘱する必要があることから、当該職員を定め、また委員報酬について変更のある職種についても報酬額を改正するため所要の改正を行うものです。

その内容は、社会福祉法人等指導監査専門員を新設し、日額21,000円の報酬とすることと、国民健康保険運営協議会会長及び国民健康保険運営協議会副会長を削除し、国民健康保険運営協議会委員を年額報酬から日額報酬に改正するものです。

なお、平成25年4月1日から施行します。

議案第24号、摂津市職員の管理職手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件ですが、市立保育所長及び市立幼稚園長に管理職手当の支給を行うため、本条例を制定するものです。

なお、平成25年4月1日から施行します。

議案第25号、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部を改正する条例制定の件ですが、障害者自立支援法の題名が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」とされたことに伴い、当該条例の本文中の題名を改めるものです。なお、平成25年4月1日から施行します。

議案第26号、摂津市税条例の一部を改正する条例制定の件ですが、地方税法等が改正されたため、所要の改正を行うも

のです。その内容は、市町村たばこ税の税率を、平成25年4月1日以後に売り渡し等が行われた製造たばこから、1,000本につき644円引き上げることとしたもので、旧三級品の紙巻たばこに係る市町村たばこ税の税率を、平成25年4月1日以後に売り渡し等が行われた製造たばこから、1,000本につき305円引き上げることとしたものです。

なお、平成25年4月1日から施行します。

議案第27号、摂津市障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例制定の件ですが、障害者基本法の一部改正に伴う、引用条項の整備をするものです。

なお、公布の日から施行します。

議案第28号、摂津市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定の件ですが、道路法施行令の一部改正に伴う、引用条項の整備を行うものです。

なお、平成25年4月1日から施行します。

議案第29号、摂津市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例及び摂津市下水道条例の一部を改正する条例制定の件ですが、国有林野の管理運営に関する法律の一部改正に伴う、引用条項の整備をするものです。

なお、平成25年4月1日から施行します。

議案第30号、摂津市都市公園条例の一部を改正する条例制定の件ですが、

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」及び「都市公園法の一部を改正する法律」が制定され、これまで国土交通省が一律に定めていた都市公園の設置基準等を条例で定めることとされたことに伴い、公園及び公園施設の設置基準を定めるため、本条例を制定する

ものです。なお、平成25年4月1日から施行します。

議案第31号、摂津市高額療養費資金貸付基金条例を廃止する条例制定の件ですが、高額療養費資金貸付については、健康保険制度の数次にわたる改正、入院時付き添い、受領委任払い制度や自己負担の限度額認定制度などが実施されたことから、貸付制度を維持する意義が少なくなり、新規貸し付けの実績についても、実績がないため、摂津市高額療養費資金貸付基金条例を廃止するものです。

なお、平成25年3月31日から施行します。

議案第32号、摂津市せつつ桜苑条例を廃止する条例制定の件ですが、平成26年度の摂津市立せつつ桜苑の民営化に向け、条例を廃止するものです。有期の指定期間が設定されている指定管理制度ではなく、事業自体を民間法人に移管することにより、継続的なサービスを受けることが可能となるもので、平成25年度中に業者選定を行い、平成26年3月をもって条例を廃止します。

なお、平成26年4月1日から施行します。

次に、昨日追加発送させていただきました議案第33号、摂津市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件ですが、内容としましては、国家公務員退職手当法の一部改正を受け、所要の改正を行うもので、民間の支給水準との均衡を図るために設けられている退職手当の調整率について国と同様に段階的に引き下げるものです。

以上提出案件の概略説明とさせていただきます。

○森西正委員長 説明が終わりました。

この際、何か質問があればお受けします。

山崎委員。

○山崎雅数委員 現在、いわゆるアベノミクスによる今年度の補正予算の審議が国会でされておりますが、この動向に伴って、今回ご説明いただいた摂津市の予算について、4月にすぐ補正が必要になったりするようなことはないのでしょうか。

○森西正委員長 総務部長。

○有山総務部長 ご質問いただいた件につきましては、私どもが得ている情報の中では、平成24年度の補正予算と平成25年度の当初予算に網羅させていただいております。新たな補正が必要であれば6月の定例会に間に合うかどうかという判断になるとと思いますが、現在の所は、そのような情報は聞いておりません。

4月に選挙がある一部の自治体においては骨格予算を組みますので、例えば地域の元気臨時交付金でありますと、枠組みだけを取って、届けだけをするような自治体もあるようですが、摂津市はそういう状況にはございませんので、6月の定例会に間に合うかどうかという判断をさせていただきたいと思っています。

○森西正委員長 山崎委員。

○山崎雅数委員 予算に全て組み込まれているということで理解しました。

あと、議案第16号、摂津市新型インフルエンザ等対策本部条例制定の件は施行日を早める必要があるといったことはありませんでしょうか。

○森西正委員長 総務部長。

○有山総務部長 議案第16号は新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定に伴い、条例の施行をするものです。施行日を規則で定める日としているのは、施行日を前倒しするものではありませんので、法律に合わせて改正を行っていきたいと思います。

○森西正委員長 原田委員。

○原田平委員 報告第1号、損害賠償の額を定める専決処分報告の件で、本市公用車を相手方が追い越そうとして接触事故を起こしたということでございますが、過失割合は、本市50%、相手方50%で双方に非があるということです。

相手方から摂津市への補償はどうなっているのでしょうか。

○森西正委員長 総務部長。

○有山総務部長 過失相殺割合が50%ですので、本市の車両の修理にかかった8万6,100円の半分で4万3,050円の支払いを相手方から受けるものです。

○森西正委員長 上村委員。

○上村高義委員 議案第25号で、3つの条例を一括で提案されていますが、この方法は問題がないのでしょうか。

○森西正委員長 総務部長。

○有山総務部長 複数の条例に該当する文言を改める場合につきましては、従前から一つの議案として提案させていただいております。他の自治体におきましても同様に扱っています。地方自治法を含め、関係法令に照らしてもこの方法は間違いではございません。

○森西正委員長 他に質問はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○森西正委員長 他に質問がないようですので、理事者の皆さんは退席いただいて結構です。

暫時休憩します。

(午前10時30分 休憩)

(午前10時31分 再開)

○森西正委員長 再開します。

次に、政務調査費の交付に関する条例等の一部改正について協議を行います。

本件については、2月5日の本委員会で協議し、政務調査費、委員会条例、及

び会議規則の3本の改正案を会派へ持ち帰っていただいております。

各会派でご協議いただいたと思いますが、何かご意見があればお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○森西正委員長 ないようですので、先日配付した内容に基づき、改正することにしたと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○森西正委員長 異議ないようですので、そのように決定します。

事務局から提出者等について説明をお願いします。

湯原総括主査。

○湯原事務局総括主査 ただいま決定しました摂津市議会政務調査費の交付に関する条例、委員会条例、会議規則の一部改正の3本につきましては、それぞれ議会運営委員が提出者となっていただくこととなりますので、よろしく願いいたします。

なお、本会議での提案説明は、議会運営委員長に行っていただきます。

以上、よろしく願いいたします。

○森西正委員長 暫時休憩します。

(午前10時32分 休憩)

(午前10時33分 再開)

○森西正委員長 再開します。

それでは、第4回定例会の審議日程及び議事日程について事務局から説明をお願いします。

湯原総括主査。

○湯原事務局総括主査 第1回定例会の審議日程等の事務局案について説明申し上げます。

まず、会期は、2月21日から3月28日までの36日間でございます。

審議日程につきましては、本会議初日

の2月21日は、平成25年度市政運営の基本方針と、付託案件についての提案説明、即決案件の審議でございます。

また、この日の午後5時15分が議会議案の届出締切りでございます。

2月26日の正午が代表質問の届出締切りでございます。

3月6日の本会議では、付託案件に対する質疑、委員会付託ののち、7日にかけての2日間が代表質問でございます。

11日が建設及び民生常任委員会、12日が総務及び文教常任委員会で13日及び15日が常任委員会の予備日、18日が駅前等再開発特別委員会でございます。

19日の正午が一般質問の届出締切りでございます。

26日が議会運営委員会、28日は本会議で、一般質問に続き、休会分の委員長報告、採決の後、議会議案の審議となっております。

また、この日の本会議終了後開催いただく議会運営委員会は、次の定例会の審議日程の仮決定をお願いするものでございます。

以上が審議日程案でございます。

続きまして、2ページからの議事日程について説明申し上げます。

まず、2月21日につきましては、日程1が会期の決定、日程2が平成25年度の市政運営の基本方針でございます。

日程3は、議案第1号、平成25年度摂津市一般会計予算など、付託案件の31件で、一括して提案説明を受けていただきます。なお、質疑は後日となります。

日程4は、報告第1号など2件で、一括して報告を受けていただきます。

日程5は、議案第14号、市道路線認定の件、日程6は、議案第15号、市道路線廃止の件で、いずれも即決ござい

ます。

日程7は、議会議案第1号など3件で、一括上程で即決でございます。なお、備考欄に一括簡易採決と記載いたします。

日程8は、常任委員会の所管事項に関する事務調査報告の件につきまして、建設常任委員会の委員長から閉会中の事務調査につきまして、本会議で報告いただくものでございます。

3月6日は、日程1が議案第1号、平成25年度摂津市一般会計予算など付託案件31件で質疑ののち、所管の委員会付託となります。

日程2が代表質問でございます。

7日も代表質問でございます。

最終日、28日につきましては、日程1、一般質問ののち、日程2が、議案第1号など委員会付託案件の31件で、委員長報告、採決となります。

以上が議事日程でございます。

次の議案付託表につきましては、総務、建設、文教、民生の各常任委員会と議会運営委員会及び駅前等再開発特別委員会で審査いただく案件でございます。

最後の所管別分割表につきましては、議案第1号、平成25年度一般会計予算及び議案第9号、平成24年度一般会計補正予算（第5号）について、付託された委員会で審査いただく内容でございます。

なお、議会議案第1号から第3号につきましては、本会議開会までに議場配付させていただきます。

以上、事務局案の説明といたします。

○森西正委員長 ただいま事務局から説明がありましたとおりでよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○森西正委員長 異議がないようですので、それではそのように決定をいたしま

す。

暫時休憩します。

（午前10時37分 休憩）

（午前10時39分 再開）

○森西正委員長 再開します。

報告事項がありますので、事務局から説明をお願いします。

○湯原事務局総括主査 2月21日の市長の平成25年度市政運営の基本方針に関する説明の時に、例年どおり写真撮影を行いたいとの申し出があります。また、3月6日、7日の代表質問時に質問議員の写真撮影を行いますので、よろしくお願いたします。

○森西正委員長 これをもちまして本委員会を閉会します。

（午前10時40分 閉会）

委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

議会運営委員長 森 西 正

議会運営委員 原 田 平